

資料-2 第29回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第29回河川保全利用委員会(H22.6.1)審議内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第29回委員会での審議結果	第30回河川保全利用委員会 審議内容	第30回委員会 配布資料
1)第28回委員会活動の整理事項	資料-2「第28回河川保全利用委員会審議事項の整理表」で確認・了承した。	-	-	-
2)小浜河川公園及び川田河川公園の更新申請に係る審議	<p>河川管理者から、申請説明書及び審査結果一覧表の説明があり、これを受けて委員から下記のとおり質問があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的広場(特に川田)の利用頻度はどの程度あるのか。あまり使用しているように見えず、本当に必要なものなのか。定期的に草刈りもされており、それなりの利用があると判断している(河川管理者)</li> <li>・多目的広場の「多目的」とは具体的に何を想定しているのか、あるいは実際にどのような利用があるのか。</li> <li>・いかにだだりの会場として使用されるのか。</li> <li>・ホームページによる意見聴取の結果はどうなっているのか。また、アンケートの結果については公表したり施設管理者としての考えを出す予定はあるのか。</li> <li>・D22-2テーブルや物置等は洪水時に撤去するのか。撤去することとしており、毎年撤去訓練を行っている。</li> </ul>	申請者(守山市)に確認を行った上で、各委員へ周知する(メールによる)	-	参考資料 - 1
	<p>意見や要望等は下記のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A11今回3回目の審議となるが、毎回、基本理念を「満足していない」が続いて良いものか。</li> <li>・A21小浜をヨシ帯再生ゾーンへのアプローチ基地に考えている点は前向きに一定の評価をしても良いのではないか。</li> <li>・B22小浜も代替地調査を行っていることに触れておくべき。</li> <li>・代替地調査については、河川敷を持たない市町村を参考にされるのが良い。</li> <li>・B31川田のトイレスロープは安全性を考えて改善された方が良い。</li> <li>・B31小浜の駐車場から広場までの草刈りを丁寧にしていただきたい。</li> <li>・B31,41小浜のベンチや木箱は安全面と私的利用の面から考えて対処が必要。</li> <li>・B42「地元で要望されている」という表現はおかしい。「地元が理解し、地元が要望している」</li> <li>・C14「共同利用について説明されていない」と前回から表現が変わっている。去年の表現に合わせている。</li> <li>・C41ホームページによる意見聴取で「回答しません」というのは改善された方が良い。</li> <li>・D13生態系について前回から表現が変わっている。本来コメントすべきでない河川管理者が記入している。</li> </ul> <p>これら以外に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域治水といった広い視点も必要ではないか</li> <li>・代替の考え方が丁寧でない</li> </ul> <p>等の発言もあった。</p>	細かい事項は河川管理者から申請者(守山市)に口頭で伝える(指導する) その他の意見等は審査表に反映させる	審査表により各項目のコメントを確認するとともに、意見書への意見・要望へ反映させる	資料 - 3 資料 - 4
一般傍聴者からの意見聴取	地名は正しく読んでいただきたいのご指摘があった。 (小浜 = こばま、川田 = かわた、立入 = たていり)	-	-	-
その他	今後のスケジュールについて、事務局より説明を行った。	-	-	-

# 審査表(小<sup>こ</sup>浜<sup>ま</sup>河川公園)

資料 - 3

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	小浜河川公園			
				前回審査の判断	河川管理者による 審査意見	各委員からのコメント (印は第29回委員会の発言)	今回審査の判断 (案)
A 基本理念と 基本方針等 の検証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。	満足していない。	満足していない。	・基本理念を実践する上での具体的な内容が書かれておらず満足していない。 ・理念のどの部分が満足されていないのか等、改善を指示する ・満足していない。	満足していない。
	A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。	満足していない。	ヨシ帯再生ゾーンへのアプローチ基地との提示があるが、基本方針を満足しているとは言い難い。	ヨシ帯再生ゾーンへのアプローチ基地については一定の評価をしても良いのではないかと。 ・アプローチ基地としての活用の具体的な内容が書かれておらず満足していない。 ・方針のどの部分が満足されていないのか等、改善を指示する。 ・満足していない。 ・河川敷地占用許可準則第七の占用施設も十分に検討の上、さらに野洲川流域で計画されている事業も考慮して国が関与する事業としてふさわしく他のモデルとなるような事業を期待したい。	満足していない。
	A3 意見書	A31 継続申請 時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。	改善計画は示されているが実施されていない。	「規模の縮小」という改善計画が示されている。	・改善策として施設規模の縮小案が示されている。 ・「規模縮小」の具体的な計画が示されている ・規模縮小の改善計画案が示されているので評価できる。	規模縮小の改善計画案が示されているので評価できる。
B 占用施設の 計画と設置 理由の検証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	利用実態からして妥当とは言えない。	野洲川改修による地域分断の経緯がある。やすらぎの場、レクリエーションの場として利用されていることが認められる。しかし、基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。	・野洲川改修による地域分断の経緯がある。しかし、基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。 ・基本理念と基本方針に照らし合わせると妥当ではない。 ・野洲川改修による地域分断の経緯がある。公園の利用が年2回程度のイベントだけであり、利用促進(積極的使用)がなければ必要理由の妥当性があるとは言い難い。 ・基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。	基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言い難い。
		B12 適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	縮小を検討すべきである。	縮小することとしている。	・縮小案が示されている。 ・利用実態から縮小計画が提示されたのは適正である。 ・縮小することとしているが、縮小の理由が保全利用の趣旨に照らし合わせて正当であるかの疑問がある。	縮小することとしている。
	B2 代替性	B21 代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	代替可能な施設である。	代替可能な施設である。	・代替可能な施設である。	代替可能な施設である。
		B22 代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査したか。	代替地調査はされていない。	野洲川改修による地域分断の経緯がある為、近隣で調査をしている。	河川敷を持たない市町村を参考にされたい。 ・近隣で調査をしている。 ・半径1kmの範囲で調査がなされている。 ・調査をしたが、現状では代替不可としている。 ・近隣で代替地の調査をしているが、不十分である。	近隣で代替地の調査をしているが、不十分である。
	B23 代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。	代替地調査をしていないので、交渉はされていない。	用地取得は試みていない。	・代替地が見つからない。 ・用地取得は試みていない。	用地取得は試みていない。	

B3 安全性	B31	人への安全	占有区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。	・おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。	
	B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害(増水等による冠水、台風、地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	安全対策が講じられている。	「公園管理要綱」等により洪水時等の安全対策が講じられている。	・特に被害を受けるような施設はない。 ・安全対策が講じられている。 ・洪水時等の安全対策が講じられている。	洪水時等の安全対策が講じられている。	
	B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	問題ない。	問題ない。	・問題ない。	問題ない。	
B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	・排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか(得るのか)。	地元要望されている。	地元要望されている(要望書が提出されている)。	「地元が理解し、地元が要望している」 ・地元要望されている(要望書が提出されている)。 ・地元要望されている。 ・地元要望書が添付されている。 ・地元要望されているとあるが、関係住民の総意であるかどうかは不明である。	地元が理解し、地元が要望している(中洲学区長からの要望書が提出されている)。	
C 占有施設の 利用計画と 利用者等か らの検証	C1 占有施設 利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	7年間になる(問題は発生していない)。	占有開始から8年。維持管理上の問題は発生していない。	・8年になる(問題は発生していない)。 ・占有開始から8年。維持管理上の問題は発生していない。	占有開始から8年。維持管理上の問題は発生していない。
		C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占有許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	変遷はない(親水性を高める階段護岸の計画が示されている。)	これまで変遷は無いが、緑地広場が利用されていないため今後、縮小することとしている。	・施設内容は変化していないが、緑地広場をなくすことになっている。 ・現在まで変遷は無いが、今後、縮小することとしている。	現在まで変遷は無いが、今後、縮小することとしている。
		C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	看板により明示されている。特に問題はない。	看板に明示されている。	・看板に明示されている。 ・看板により明示されている。特に問題はない。	看板により明示されている。特に問題はない。
		C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。	近隣に類似施設がない。	共同利用について説明されていない。	・共同利用の記述がない。 ・共同利用について説明されていない。	共同利用について説明されていない。
		C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占有申請期間を適正に考慮したものか。	適正である。	適正である。	・適正である。	適正である。
		C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。	付帯設備の一部を補修している。資材は必要最小限とは言い難い。	付帯設備の一部を補修している。資材は必要最小限とは言い難い。	・資材は必要最小限とは言い難い。 ・一部に損傷したベンチ等があるので、適正に管理、点検すべき。 ・付帯設備の一部を補修している。資材は必要最小限とは言い難い。	付帯設備の一部を補修している。資材は必要最小限とは言い難い。

	C17	構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。
C2 利用者	C21	利用状況	占有区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。	自由使用であり、詳細人数は把握されていない。	適正に把握しているとは言い難い。	・詳細な利用者数把握はなされていない。 ・イベント等の開催時に利用者数を把握すべき。 ・適正に把握しているとは言い難い。	適正に把握しているとは言い難い。
	C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	適正に確保、維持管理できている。	適正に維持管理されている。	・適正に維持管理されている。	適正に維持管理されている。
	C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	定められている。	定められている。	・定められている。	定められている。
	C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	管理人は置いていないが、管理方法は定められている。	管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。	・管理人は置いていないが、管理方法は定められている。 ・管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。	管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。
	C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。	確保されている。	確保されている。	・確保されている。	確保されている。
C3 利用形態	C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	利用可能な施設である。	制限は設けられていない。	・制限は設けられていない。	制限は設けられていない。
	C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	地元利用が主であるが、問題はない。	地元利用が主であり、イベントが行われている。	・地元利用が主であり、イベントが行われている。 ・地元利用が主であり、しばしばイベントが行われている。	地元利用が主であり、しばしばイベントが行われている。
	C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	現状は困難であるが、改善案(階段護岸の設置)が示されている。	困難である。	・現状では困難である。	現状では困難である。
	C34	河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	小学校の学習活動が行われている。	小学校の学習活動が行われている。	・小学校の学習活動が行われている。	小学校の学習活動が行われている。
	C35	地域活性化	占有区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	地域に密着した利用形態であるが、活性化には至っていない。	地域に密着した利用形態であるが、活性化には寄与していない。	・活性化を促すとは言えない。 ・地域に密着した利用形態であるが、活性化には寄与していない。	地域に密着した利用形態であるが、活性化には寄与していない。

C4 住民意見の反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	行われていない。意見募集の案は提示されている。	ホームページ及び現地アンケートによる意見聴取が行われているが十分な意見が得られていない。	・ホームページ及び現地アンケートによる意見聴取が行われているが十分な意見が得られていない。 ・意見聴取の方法が、広く流域住民から意見を収集する上で適切ではない。 ・公園周辺の自治会長、老人会、子ども会などの代表者に具体的に意見聴取したらどうか。 ・ホームページと現地アンケートによる意見聴取が行われているが、意見聴取方法の改善が必要である。		
	C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	なされていない(今後アンケートの実施が計画されている)。	ホームページ及び現地アンケートによる意見聴取が行われているが十分な意見が得られていない。今後は広く流域住民の意見を聴取・反映する努力が必要である。	・ホームページ及び現地アンケートによる意見聴取が行われているが十分な意見が得られていない。今後は広く流域住民の意見を聴取・反映する努力が必要である。 ・得られた意見が計画に反映されたかどうか不明である。 ・ホームページと現地アンケートによる意見聴取が行われているが、一部住民に限られている。広く流域住民の意見を聴取し、これを反映する必要がある。	ホームページと現地アンケートによる意見聴取が行われているが、一部住民に限られているうえ、十分な意見が得られていない。広く流域住民の意見を聴取し、これを反映する必要がある。	
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	調査はなされていないが影響はない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。
		D11-2	水質汚濁・底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	調査はなされていないが、影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。
		D11-3	土壌汚染	占用区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占用区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農薬の使用を禁止しているか。施設構造物等有害化学物質を使用していないか。	調査はなされていないが、農薬の使用は禁止しており影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。
		D11-4	地下水	占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。	調査はなされていないが、影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。
		D11-5	騒音・振動	占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。
		D11-6	悪臭	占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。
		D12	地形変化	占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形変化が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。	調査はなされていないが影響はない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断される。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断される。

D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響がある。	生物の生息環境を分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。	・影響は大きくないと思われる。 ・生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断される。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断される。
D14-1	陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動植物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる(草刈り範囲の変更は評価できる)。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	・河川管理者による調査結果で現況を把握している。 ・申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。
D14-2	水生生物	占用区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる、配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	・河川管理者による調査結果で現況を把握している。 ・申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。
D15	生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いのか。	連続性を分断しているが、草刈り範囲の変更による改善措置は評価できる。	連続性の分断を回避する措置が取られているが、改善の余地がある。	・連続性を確保するための維持管理方法がとられている。 ・連続性の分断を回避する措置が取られているが、改善の余地がある。なお、生態系の概念を理解して環境に配慮されたい。	連続性の分断を回避する措置が取られているが、改善の余地がある。なお、生態系の概念を理解して環境に配慮されたい。
D16	環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。	・撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。 ・撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。
D17	作業車の通行影響	河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	作業車の利用は無く、影響はない。	影響は軽微である。	・影響は軽微である。 ・作業車の利用は無く、影響はない。	作業車の利用は無く、影響はない。
D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。	無線の利用は無い。	無線の利用は無い。	・無線の利用は無い。	無線の利用は無い。
D2 治水	D21 治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。
	D22-1 構造物	占用区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	構造物による治水上の支障はない。	構造物による治水上の支障はない。	・構造物による治水上の支障はない。	構造物による治水上の支障はない。
	D22-2 構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	・洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。

	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的に行っているか。	実施されている。	毎年実施されている。	毎年実施されている。 実施されている。	実施されている。
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。
D4 景観・文化	D41	景観	占有区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占有区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	影響は軽微である。	影響は軽微である。	影響は軽微である。	影響は軽微である。
	D42	景観変化の把握	占有に伴う景観変化の予測を行っているか。	行われていない。	行われていない。	行われていない。	行われていない。
	D43	植栽	占有区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来種の植生を活かした植栽か。	周辺環境への影響は少ない。	影響は軽微であると思われる。	周辺環境への影響は軽微であると判断される。	周辺環境への影響は軽微であると判断される。
	D44	文化財	占有区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	当初申請時には調査されていないが、影響はない。	影響はないと思われる。	影響はないと思われる。 影響はない。 影響はないと判断される。	影響はないと判断される。
	D45	歴史文化	占有区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	共存可能である。	共存可能と思われる。	共存可能と思われる。 共存可能である。 申請地周辺の風土や歴史、遺産などを紹介したり、学習できる環境・条件を整備することで、公園立地意義がある。 共存可能と判断される。	共存可能と判断される。

「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

かわた  
審査表(川田河川公園)

資料 - 3

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	川田河川公園			
				前回審査の判断	河川管理者による 審査意見	各委員からのコメント ( 印は第29回委員会の発言)	今回審査の判断 (案)
A 基本理念と 基本方針等 の検証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。	満足していない。	満足していない。	・満足していない。 ・基本理念を実践するとした具体的な内容が書かれておらず満足していない。 ・理念のどの部分が満足されていないのか等、改善を指示する。	満足していない。
	A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。	満足していない。	満足していない。	・満足していない。 ・少しずつ変更としている利用形態について具体的な内容が書かれておらず満足していない。 ・理念のどの部分が満足されていないのか等、改善を指示する。 ・河川敷地占用許可準則第七の占用施設も十分に検討の上、さらに野洲川流域で計画されている事業も考慮して国が関与する事業としてふさわしく他のモデルとなるような事業を期待したい。	満足していない。
	A3 意見書	A31 継続申請 時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。	改善計画は示されているが実施されていない。	代替地調査はされているが、改善はされていない。	・代替地調査はされているが、改善はされていない。 ・改善は行われていない。 ・代替地の有無と価格調査が行われ、緑地広場がグラウンドゴルフ場に変更された。 ・代替地調査はされているが、代替地を求める趣旨を理解しているかは疑問である。	代替地調査はされているが、改善はされていない。
B 占用施設の 計画と設置 理由の検証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	利用実態からして妥当とは言えない。	やすらぎの場、レクリエーションの場として利用されていることが認められる。しかし、基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言いがたい。	・やすらぎの場、レクリエーションの場として利用されていることが認められる。しかし、基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言いがたい。 ・基本理念と基本方針に照らし合わせると妥当ではない。 ・公園の利用頻度が高く、人数も多いと認められるが、申請書にある「川とのふれあい」などの基本的な理念や方針に沿う利用を提供または促進すべきであると思われる。 ・基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言いがたい。	基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言いがたい。
		B12 適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	縮小を検討すべきである。	縮小を検討すべきである。	・縮小を検討すべきである。 ・現状で規模縮小が不可であるなら、更なる利用促進または必要性を説くべき。	縮小を検討すべきである。
	B2 代替性	B21 代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	代替可能な施設である。	代替可能な施設である。概算費用は算定されている。	・代替可能な施設である。概算費用は算定されている。 ・代替可能な施設である。	代替可能な施設である。
	B22 代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	代替地調査はされていない。	半径3kmの範囲内で調査されている。	・河川敷を持たない市町村を参考にされたい。 ・3km範囲で調査をしているが、3kmの根拠は論理性が高くない。 ・半径3kmの範囲内で調査されている。 ・代替地調査はされているが、その調査が不十分である。	代替地調査はされているが、その調査が不十分である。	
	B23 代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。	代替地調査をしていないので、交渉はされていない。	用地取得は試みていない。	・用地取得は試みていない。 ・代替地が見つかっていない。 ・調査をしたが、用地取得は財政的に困難としている。	用地取得は試みていない。	

B3 安全性	B31	人への安全	占有区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。	・おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。	
	B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害(増水等による冠水、台風、地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	安全対策が講じられている。	「公園管理要綱」等により洪水時等の安全対策が講じられている。	・特に被害を受けるような施設はない。 ・安全対策が講じられている。 ・洪水時等の安全対策が講じられている。	洪水時等の安全対策が講じられている。	
	B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	問題ない。	問題ない。	・問題ない。	問題ない。	
B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	・排他・独占的ではない。	排他・独占的でない。	
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか(得るのか)。	地元要望されている。	地元要望されている(要望書が提出されている)。	「地元が理解し、地元が要望している」 ・地元要望されている(要望書が提出されている)。 ・地元要望されている。 ・地元要望書が添付されている。 ・地元要望されているとあるが、関係住民の総意であるかどうかは不明である。	地元が理解して、地元が要望している(河西学区長からの要望書が提出されている)。	
C 占有施設の利用計画と利用者等からの検証	C1 占有施設利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	7年間になる(問題は発生していない)。	占有開始から8年。維持管理上の問題は発生していない。	・占有開始から8年。維持管理上の問題は発生していない。 ・8年間になる(問題は発生していない)。	占有開始から8年。維持管理上の問題は発生していない。
		C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占有許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。	一部変更があるが不適切ではない。また、親水性を高める階段護岸の計画が示されている。	「緑地広場」がグラウンドゴルフ場として利用されている。	・「緑地広場」がグラウンドゴルフ場として利用されている。 ・緑地広場をグラウンドゴルフ場に用途変更する計画である。 ・「緑地広場」がグラウンドゴルフ場として転用されている。	「緑地広場」がグラウンドゴルフ場として転用されている。
		C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	看板により明示されている。特に問題はない。	看板に明示されている。	・看板に明示されている。	看板に明示されている。
		C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。	近隣に類似施設がない。	共同利用について説明されていない。	・共同利用の記述がない。 ・共同利用について説明されていない。	共同利用について説明されていない。
		C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占有申請期間を適正に考慮したものか。	適正である。	適正である。	・適正である。	適正である。
		C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。	資材は必要最小限とは言い難い。	資材は必要最小限とは言い難い。	・資材は必要最小限とは言い難い。 ・資材は必要最小限とは言い難いので、適正化を検討すべき。	資材は必要最小限とは言い難いので、適正化を検討すべき。

	C17	構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	定期点検は実施されている。	定期点検を実施している。	・定期点検を実施している。 ・定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。
C2 利用者	C21	利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。	一部については把握されている。	適正に把握しているとは言い難い。	・適正に把握しているとは言い難い。 ・詳細な利用者数把握はなされていない。 ・イベント実施時、または週1回程度で、平日に利用者数調査を実施すべき。	適正に把握しているとは言い難い。
	C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	適正に確保、維持管理できている。	適正に維持管理されている。	・適正に維持管理されている。	適正に維持管理されている。
	C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	定められている。	定められている。	・定められている。	定められている。
	C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	管理人は置いていないが、管理方法は定められている。	管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。	・管理人は置いていないが、管理方法は定められている。 ・管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。	管理人は置いていないが、利用者対策・管理方法はおおむね妥当である。
	C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。	確保されている。	駐車場は確保されているが、駐輪場が確保されていない。	・確保されている。 ・駐車場は確保されているが、駐輪場が確保されていないので実現に向けて具体的に検討すべき。 ・駐車場は確保されているが、駐輪場が確保されていない。	駐車場は確保されているが、駐輪場が確保されていないので実現に向けて具体的に検討すべき。
C3 利用形態	C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	利用可能な施設である。	制限は設けられていない。	・制限は設けられていない。	制限は設けられていない。
	C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。	グラウンドゴルフ大会が開催されており交流に役立っている。	グラウンドゴルフ大会が開催されており交流を進めていると認められる。	・グラウンドゴルフ大会が開催されており交流を進めていると認められる。 ・イベントにより利用者交流が行われている。 ・グラウンドゴルフ大会が開催されており交流に役立っている。	グラウンドゴルフ大会が開催されており交流に役立っている。
	C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	現状は困難であるが、改善案(階段護岸の設置)が示されている。	既設の階段があり川へのアクセスは可能である。	・既設の階段があり川へのアクセスは可能である。 ・駐車場前の護岸階段により可能である。 ・既設の階段があり川へのアクセスは可能であるが整備不足である。	既設の階段があり川へのアクセスは可能であるが、階段の先の整備が不足している。
	C34	河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	活動計画はないが、清掃活動が実施されている。	活動計画はないが、清掃活動が実施されている。	・活動計画はないが、清掃活動が実施されている。	活動計画はないが、清掃活動が実施されている。

		C35	地域活性化	占有区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	地域に密着した利用形態であるが、活性化に寄与している。	地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与していると思われる。	・地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与していると思われる。 ・地域の交流の場となっており、活性化に寄与している。 ・地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与していると判断される。	地域に密着した利用形態であり、活性化に寄与していると判断される。
C4 住民意見の反映		C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	行われていない。意見募集の案は提示されている。	現地アンケートが行われている。ホームページからの意見は十分に得られているとは認められない。	・現地アンケートが行われている。ホームページからの意見は十分に得られているとは認められない。 ・意見聴取の方法が、広く流域住民から意見を収集する上で適切ではない。 ・現地アンケートは行われている。ホームページからの意見聴取では不十分であり改善が必要である。	現地アンケートは行われている。ホームページからの意見聴取では不十分であり改善が必要である。
		C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	なされていない(今後アンケートの実施が計画されている)。	現地アンケートが行われているが、今後は広く施設利用者等の意見を聴取・反映する必要がある。	・現地アンケートが行われているが、今後は広く施設利用者等の意見を聴取・反映する必要がある。 ・得られた意見が計画に反映されたかどうか不明である。 ・現地アンケートは行われているが、広く施設利用者を含め住民の意見を聴取し、これを反映する必要がある。	現地アンケートは行われているが、広く施設利用者を含め住民の意見を聴取し、これを反映する必要がある。
D 環境・治水・利水を考慮した占有施設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占有区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	調査はなされていないが影響はない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。
		D11-2	水質汚濁・底質汚染	占有区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占有区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	調査はなされていないが、影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。
		D11-3	土壌汚染	占有区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占有区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農薬の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。	調査はなされていないが、農薬の使用は禁止しており影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。
		D11-4	地下水	占有区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。	調査はなされていないが、影響はないと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。
		D11-5	騒音・振動	占有区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。
		D11-6	悪臭	占有区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	調査はなされていないが、発生源にはならない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	・申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。

D12	地形改変	占有区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占有区域の地形特性に与える影響は軽微か。	調査はなされていないが影響はない。低水路護岸・河原再生工事を実施した場合は影響が考えられる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと思われる。 ・影響はないと思われる。 ・申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断される。
D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	すでに影響が出ており、低水路護岸・河原再生工事を実施した場合さらに影響が出る。	生物の生息環境を分断する可能性があるが、影響は軽微であると思われる。	・影響は大きいと思われる。 ・生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断される。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断される。
D14-1	陸生生物	占有区域とその周辺における陸生動植物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる、配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	・河川管理者による調査結果で現況を把握している。 ・申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。
D14-2	水生生物	占有区域とその周辺における水生動植物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	調査はなされていないが、多少の影響はあると思われる、配慮が必要である。低水路護岸・河原再生工事を実施した場合さらに影響が出る。	申請者による調査はされていない。既存の調査結果(「河川水辺の国勢調査」等)を参考にし、必要に応じて貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	・河川管理者による調査結果で現況を把握している。 ・申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。
D15	生態系	占有区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占有区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低い。	連続性を分断している。今後は草刈り範囲を変更する計画。	刈り込み方法の改善措置を検討している。	・連続性を確保するための維持管理方法が検討されている。 ・刈り込み方法の改善措置を検討して連続性の分断を回避するとしている。なお、生態系の概念を理解して環境に配慮されたい。	刈り込み方法の改善措置を検討して連続性の分断を回避するとしている。なお、生態系の概念を理解して環境に配慮されたい。
D16	環境復元	占有期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	精査されておらず検討の余地がある。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。	・撤去が困難な構造物はなく、早期復元を妨げるものではない。 ・撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。
D17	作業車の通行影響	河川敷を占有施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	作業車の利用は無く、影響はない。	影響は軽微である。	・影響は軽微である。 ・作業車の利用は無く、影響はない。	作業車の利用は無く、影響はない。
D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。	無線の利用は無い。	無線の利用は無い。	・無線の利用は無い。	無線の利用は無い。
D2 治水	D21 治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。

	D22-1	構造物	占有区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	構造物による治水上の支障はない。	構造物による治水上の支障はない。	・構造物による治水上の支障はない。	構造物による治水上の支障はない。
	D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	・洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。
	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的実施しているか。	実施されている。	毎年実施されている。	・毎年実施されている。 ・実施されている。	実施されている。
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	・利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。
D4 景観・文化	D41	景観	占有区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占有区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	影響は軽微である。	影響は軽微である。	・影響は軽微である。	影響は軽微である。
	D42	景観変化の把握	占有に伴う景観変化の予測を行っているか。	行われていない。	行われていない。	・行われていない。	行われていない。
	D43	植栽	占有区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	周辺環境への影響は少ない。	影響は軽微であると思われる。	・周辺環境への影響は少ない。 ・周辺環境への影響は軽微であると判断される。	周辺環境への影響は軽微であると判断される。
	D44	文化財	占有区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	当初申請時には調査されていないが、影響はない。	影響はないと思われる。	・影響はないと思われる。 ・影響はない。 ・影響はないと判断される。	影響はないと判断される。
	D45	歴史文化	占有区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占有区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	共存可能である。	共存可能と思われる。	・共存可能と思われる。 ・申請地周辺の風土や歴史、遺産などを紹介したり、学習できる環境・条件を整備することで、公園立地意義がある。 ・共存可能と判断される。	共存可能と判断される。

「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

1. 委員会としての判断・意見・要望

占用許可申請施設は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、野洲川改修事業時の「地域分断」に配慮した地元交流の場として地元要望により平成14年に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は、多目的広場、緑地広場及び坂路であり、設置されて以降、施設形態についての変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民以外の釣り人もいるが、主に地元住民や地元児童が中心であるため、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況を見ると、多目的広場は利用され整備もされているが、この上流側にある緑地広場は整備状況から十分に利用されていないと思われる。

占用箇所は、野洲川河口部に近い高水敷であり、特に冬季には琵琶湖から鳥類の飛来が多く見られる。また、環境面を考えると、高水敷の全幅を占用した利用であるため、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから影響があると考ええる。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えており、当該多目的広場等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とは言えず、堤内地で代替地を確保して河川敷以外にすべてを設置、あるいは規模を縮小すべき施設であると判断する。

この判断については前回意見書(平成19年1月18日付け)と同様であるが、前回意見書では、土地を供出した開削河川である経緯や地域の強い要望がある現状を踏まえて、多目的広場の代替地の確保又は規模の縮小の検討を行い、その検討の結果、代替地の確保及び規模の縮小ができない場合には、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する検討を行うよう意見を附したところである。しかし、当委員会は申請者から利用形態の変更として階段護岸を設置する案の報告は受けたものの、最も重要である代替地の確保及び規模の縮小の検討結果報告は詳細なものではなく、当委員会として納得できる報告ではなかった。

したがって、当委員会は下記の意見及び要望事項を附した上で、その意見に沿った占用許可の更新を行うことが妥当であると考ええる。

【占用許可期限の更新についての意見】

多目的広場の代替地の確保又は規模の縮小の検討を具体的かつ詳細に行うよう指導すること。

十分に利用されていない緑地広場の利用形態について、環境学習などに活かせるような利用可能性を検討するよう指導すること。

上記意見の検討期限を1年とし、検討結果を当委員会へ報告すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

階段護岸を設置する際には、生物に十分配慮した構造とすること。

1. 委員会としての判断・意見・要望

この公園は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、野洲川改修事業時の「地域分断」に配慮した地元交流の場として、地元要望により平成14年に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は、多目的広場、緑地広場及び坂路であり、設置されて以降、施設の変遷はない。施設利用は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民以外の釣り人もいるが、主に地元住民や地元児童を中心に、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況を見ると、多目的広場は利用も多く、状態も整っているが、この上流側の緑地広場は、その整備状況から十分に利用されていない。

占用箇所は、野洲川河口部に近い高水敷にあり、特に冬季には琵琶湖から鳥類の飛来が多く見られる。また、環境面を考えると、**草の刈り残しを行っているもののその範囲は一部であり**、高水敷の全幅を占用した利用であるため、河川に対して縦断方向に分断していることから、生物の生息・生育環境に影響があると考ええる。

当委員会は、「河川敷利用の基本理念」及び「河川敷利用の基本方針」に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきとの考えから、当該多目的広場等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、代替地確保により河川敷以外に全てを設置、又は規模を縮小すべき施設と判断し、前回意見書(平成22年3月31日付け)で代替地の確保又は規模の縮小を検討するように意見した。

その結果、申請者が利用者の少ない緑地広場の廃止を決断したことは、規模の縮小について一定の成果と判断する。加えて、公園の下流で整備中のヨシ帯再生区域へのアプローチ基地としての利用を検討していることから、利用目的が「河川敷利用の基本理念・基本方針」に近づくものであると考えられる。

これらのことから、当委員会は下記の要望事項を附した上で、占用許可の更新を行うことが妥当であると考ええる。

【占用許可期限の更新についての意見】

多目的広場の代替地の確保又は規模の縮小の検討を具体的かつ詳細に行うよう指導すること。

十分に利用されていない緑地広場の利用形態について、環境学習などに活かせるような利用可能性を検討するよう指導すること。

上記意見の検討期限を1年とし、検討結果を当委員会へ報告すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

公園の利用がスポーツ・レクリエーションのみに偏ることの無いように、指導されたい。

今後も「河川敷利用の基本理念・基本方針」に合致した利用形態が、より推進されるよう指導されたい。

小A：沿革

小B：利用状況

小C：環境等  
斜体部分を追加  
しています

小D：委員会の  
前回判断

小E：今回の判  
断  
・規模縮小を評  
価しています  
・アプローチ基  
地を評価してい

小F：意見は無  
しとしています

小G：要望事項  
としています

1. 委員会としての判断・意見・要望

占用許可申請施設は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は、多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場などであり、設置されて以降、施設形態についての大きな変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況については、グラウンドゴルフ場の利用者が最も多く、整備も行き届いている。また、駐車場に車を止め、低水護岸を降りて川遊びをする家族連れなども見られる。

占用箇所は、高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めた環境面を考えると、特にグラウンドゴルフ場は占用区間が長く、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから影響があると考ええる。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えており、当該施設は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とは言えず、堤内地で代替地を確保して河川敷以外にすべてを設置、あるいは規模を縮小すべき施設であると判断する。

この判断については前回意見書(平成19年1月18日付け)と同様であるが、前回意見書では、地域の要望や利用者の必要性が高い現状を踏まえて、スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保又は規模の縮小の検討を行い、その検討の結果、代替地の確保及び規模の縮小ができない場合には、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する検討を行うよう意見を附したところである。しかし、当委員会は申請者から利用形態の変更として階段護岸を設置する案の報告は受けたものの、最も重要である代替地の確保及び規模の縮小の検討結果報告は詳細なものではなく、当委員会として納得できる報告ではなかった。

したがって、当委員会は下記の意見及び要望事項を附した上で、その意見に沿った占用許可の更新を行うことが妥当であると考ええる。

【占用許可期限の更新についての意見】

スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保または規模の縮小の検討を具体的かつ詳細に行うよう指導すること。

緑地広場の現状はグラウンドゴルフ場として利用されていることから、緑地広場としての適切な利用のあり方について検討するよう指導すること。

上記の意見の検討期間を1年とし、検討結果を当委員会へ報告すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

階段護岸を設置する際には、河川環境への影響を最小限に留め、また生物に十分配慮した構造とすること。

1. 委員会としての判断・意見・要望

この公園は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は、多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場などであり、設置されて以降、施設についての大きな変遷はない。施設利用は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況については、グラウンドゴルフ場の利用者が最も多く、整備も行き届いている。

占用箇所は、高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めた環境面を考えると、特にグラウンドゴルフ場は占用区間が長く、生物の生息・生育環境を河川に対して縦断方向に分断していることから影響があると考ええる。

当委員会は、「河川敷利用の基本理念」及び「河川敷利用の基本方針」に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきとの考えから、当該施設は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、代替地確保により河川敷以外に全てを設置、又は規模を縮小すべき施設と判断する。

この判断については前回意見書(平成21年3月31日付け)と同様であるが、スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保又は規模の縮小の検討が十分に行われていなかったため、検討を具体的かつ詳細に行うよう、意見を附したところである。これに対して、一定の調査の実施は認められるが、その内容及び結論は十分満足できるものではない。

また、実質的にグラウンドゴルフに利用されている緑地広場は、利用実態に合わせてグラウンドゴルフ場に変更して申請することとしているが、スポーツ施設としての利用に変わりはない。

一方、既設の護岸階段を利用して水際へアプローチできるため、親水空間としての利用の可能性を提示するが、低水路の整備が十分でなく安全面等で課題が残る状況である。

これらのことから、当委員会は下記の意見及び要望事項を附した上で、占用許可の更新を行うことが妥当であると考ええる。

【占用許可期限の更新についての意見】

スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保又は規模の縮小、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」に合致した利用形態への変更を検討するよう指導すること。

特に利用頻度の少ない多目的広場は、環境学習等に活かせるような利用可能性を検討するよう指導すること。

次回占用許可更新の際に、上記意見の検討結果を当委員会へ報告すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

川J：要望事項は無しとしています

川A：沿革

川B：利用状況

川C：環境等

川D：委員会の判断

川E：代替地調査の評価をしています

川F：利用目的変更の評価をしています

川G：親水空間としての利用の評価をしています

川H：意見としています

川I：検討期間は河川管理者の判断としています